

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

敦 安 防 発 第 1 3 号
平成 3 1 年 2 月 2 2 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都千代田区神田美土代町 1 番地 1

氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

(担当者 [redacted])
所 属 敦賀事業本部 敦賀発電所 安全・防災室
安全・防災グループマネージャー
電 話 0 7 7 0 - 2 6 - 1 1 1 1 (代表)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	敦賀発電所 福井県敦賀市明神町 1 番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和 4 1 年 4 月 2 2 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 3 1 年 2 月 2 2 日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事 西川 一誠 滋賀県知事 三日月 大造 岐阜県知事 古田 肇 敦賀市長 淵上 隆信
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 敦賀原子力館での閲覧 インターネットでの公表

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

敦賀発電所
原子力事業者防災業務計画

平成31年2月

日本原子力発電株式会社

修正履歴

番 号	年 月 日	内 容
—	平成12年 6月16日	新規作成
1	平成13年 9月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革に伴う省庁名称変更 ・記載の適正化
2	平成14年 8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
3	平成15年 9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
4	平成16年 9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体・社内の組織変更に伴う反映 ・緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・記載の適正化
5	平成17年10月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体・社内の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
6	平成18年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・副防災管理者変更に伴う反映 ・記載の適正化
7	平成19年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体組織変更・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
8	平成20年 9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法施行規則改正に伴う反映 ・地方公共団体及び関係機関の組織変更並びに社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
9	平成21年 9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所組織改正に伴う改正 ・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
10	平成22年 9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・読み替え表の反映 ・社内人事異動に伴う反映 ・記載の適正化
11	平成25年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う修正 ・当社防災体制見直しに伴う修正 ・記載の適正化
12	平成25年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令等の改正 ・原子力災害対策指針を踏まえた反映 ・記載の適正化
13	平成27年 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・国の組織見直し等に伴う反映 ・社内組織改定に伴う反映 ・記載の適正化 ・原子力事業者間協力協定等の改正に伴う反映
14	平成28年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・その他
15	平成29年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・美浜原子力緊急事態支援センター本格運用に伴う見直し ・記載の適正化 ・その他

修正履歴

番 号	年 月 日	内 容
1 6	平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日	<ul style="list-style-type: none"> ・読み替え表の反映 ・原子力災害対策指針改正に伴う E A L 見直し等の反映 ・敦賀発電所 1 号機廃止措置に伴う反映 ・記載の適正化 ・その他
1 7	平成 3 1 年 2 月 2 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本店移転に伴う変更 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則に基づく冷却告示の一部改正の反映 ・記載の適正化 ・その他

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定 義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	6
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	6
第2章 原子力災害事前対策の実施	7
第1節 原子力防災体制等の整備	7
1. 体制の区分	
2. 原子力防災組織、原子力防災要員等	
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	
第2節 原子力防災組織の運営方法	10
1. 体制の発令及び解除の方法	
2. 権限の行使	
3. 要員の非常招集の方法	
4. 通報連絡先の一覧表の整備	
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備	13
1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置及び検査	
2. 原子力防災資機材の整備	
3. その他原子力防災関連資機材等の整備	
4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備	
5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材等の整備	
第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	15
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	
2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
3. 本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料	
4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	
5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	
第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備 の整備、点検	15
1. 緊急時対策室	
2. 集合、退避場所	

3.	応急処置室	
4.	気象観測装置	
5.	プラントデータ表示システム	
6.	S P D Sによる国へのデータ伝送	
7.	緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置	
8.	本店総合災害対策本部室	
9.	原子力事業所災害対策支援拠点	
第6節	原子力防災教育の実施	18
1.	発電所における原子力防災教育	
2.	本店における原子力防災教育	
第7節	原子力防災訓練の実施	18
1.	発電所における原子力防災訓練	
2.	国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練	
第8節	関係機関との連携	19
1.	国との連携	
2.	地方公共団体との連携	
3.	防災関係機関等との連携	
4.	原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	
第9節	周辺住民に対する平常時の広報活動	20
第3章	緊急事態応急対策の実施	21
第1節	通報、連絡等	21
1.	警戒体制及び原子力防災体制の発令等	
2.	施設等の立上げ	
3.	通報の実施	
4.	情報の収集と提供	
5.	通話制限	
6.	原子力事業所災害対策支援拠点の活動	
7.	他の原子力事業所等からの支援の要請	
第2節	応急措置の実施	23
1.	応急措置の実施の報告	
2.	退避誘導及び発電所内入構制限	
3.	放出放射エネルギーの推定	
4.	消火活動	
5.	原子力災害医療	
6.	二次災害防止に関する措置	

7.	汚染拡大の防止及び防護措置	
8.	線量評価	
9.	要員の派遣、資機材の貸与	
10.	広報活動	
11.	応急復旧	
12.	原子力災害の拡大防止を図るための措置	
13.	被災者相談窓口の設置	
14.	事業所外運搬に係る事象の発生時における措置	
第3節	緊急事態応急対策	28
1.	該当事象発生時の通報	
2.	応急措置の継続実施	
3.	要員の派遣、資機材の貸与	
4.	事業所外運搬における緊急事態応急対策	
第4章	原子力災害中長期対策の実施	30
第1節	原子力災害中長期対策の計画等	30
1.	原子力災害中長期対策の計画	
2.	原子炉施設の復旧対策の実施	
3.	原子力防災体制及び警戒体制の解除	
4.	原因究明及び再発防止対策	
5.	汚染の除去	
6.	被災者への生活再建等の支援	
第2節	要員の派遣、資機材の貸与	31
1.	原子力災害中長期対策に係る相互協力	
2.	他の原子力事業者への応援要請	
第5章	その他	32
第1節	福井県内の他原子力事業所への協力	32
第2節	福井県外の原子力事業所等への協力	32

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、敦賀発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策、その他原子力災害の発生及び拡大を防止し並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

5. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第 15 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

6. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性^{がいぜんせい}を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

7. 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

8. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令 195 号）で定めるところにより、発電用原子炉（以下「原子炉」という。）の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者
- (2) 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（承認を含む。船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者
- (3) 規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（承認を含む。）を受けた者
- (4) 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者
- (5) 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者
- (6) 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者
- (7) 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないとされている者に限る。）

9. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

10. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づき、発電所を統括管理する敦賀発電所長をいう。

11. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

12. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

13. 緊急事態応急対策等

原災法第16条に規定する原子力緊急事態に係る原子力緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策をいう。

14. 所在都道府県

発電所が所在する福井県をいう。

15. 所在市町村

発電所が所在する敦賀市をいう。

16. 関係周辺都道府県

発電所から概ね30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。

17. 関係周辺市町村

発電所から概ね30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき発電所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた福井県の美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市、滋賀県の高島市、長浜市及び岐阜県の揖斐川町をいう。

18. 緊急時対策室

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画命令」という。）第2条第2項第1号に規定する、原

子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施を統括管理するための施設をいう。

19. 本店総合災害対策本部室

防災業務計画命令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策室において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる本店の緊急時対策室をいう。

20. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設、関係機関並びに原子力事業者の原子力施設事態即応センター及び緊急時対策室を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。

21. テレビ会議システム

統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。

22. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

23. 原子力緊急事態支援組織

防災業務計画命令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置、その他の資材、又は機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

24. シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事態をいう。

25. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

国や地方公共団体が防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。原子力事業者が観測可能

な原子力施設等の状況（プラントの状態等）で表される。

26. 警戒事象

その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象、又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。）、原子力災害中長期対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害事前対策	周到かつ十分な事前対策を行うための体制の整備、資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
原子力災害中長期対策	適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための災害復旧計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

1. この計画の運用にあたっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策の各段階において災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県の原子力災害対策に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の原子力災害対策に関する地域防災計画

2. この計画の実施に係る具体的な手順については、必要に応じて別に定めるものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、この計画が前節1. (2) の地域防災計画に抵触しないことについて所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県の意見を聴いたうえで、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、次の手順によりこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨、意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。

- (1) 修正案の作成にあたっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお、環境放射線モニタリングに関する事項については、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

- (2) 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。
- (3) この計画を修正した場合、様式1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

また、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た、この計画(修正)届出書の写し及びその計画書の要旨を所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に報告する。

2. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害事前対策の実施

第1節 原子力防災体制等の整備

1. 体制の区分

(1) 警戒体制

警戒事象が発生したとき、又は原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。

(2) 原子力防災体制

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表のとおり原子力防災体制を定める。

原子力防災体制の内容

発生事象	体制の名称
原災法第10条第1項に該当する特定事象が発生した場合	原子力防災体制

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) 発電所

- ① 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に示す原子力防災組織を設置する。
- ② 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-2に定める業務を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、様式2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員の内から次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、本店等に必要に応じて要員派遣を要請する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力

- b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力
- c. 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 本店

- ① 発電管理室長は、本店に別図 2-3 に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。
- ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。
- ③ 社長は、原子力防災管理者（発電所に対策本部を設置したときは発電所対策本部長）が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
- ③ 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
- ④ 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（①から③までの職務を除く。）
- ⑤ 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力

(2) この計画において、原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。

(3) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者があらかじめ別表 2-4 のとおり指名するものとし、職務は次のとおりとする。

- ① 原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者が発電所にいないときの原子力防災組織の統括

(4) 原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、副原子力防災管理者に別表 2-4 に定める代行順位に従って、原子力防災管理者の職務を代行させる。

- (5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、様式 3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

第2節 原子力防災組織の運営方法

1. 体制の発令及び解除の方法

(1) 警戒体制の発令

① 発電所

- a. 第2章第1節1. (1)に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。
- b. 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、直ちに別図2-1に記載する発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理するとともに、発電管理室長に報告する。

② 本店

- a. 発電管理室長は、原子力防災管理者から発電所における警戒体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、別図2-7により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における警戒体制を発令するとともに、直ちに別図2-3に記載する本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として本店警戒本部を統括管理する。

(2) 警戒体制の解除

① 発電所

発電所警戒本部長は、次の場合、本店警戒本部長と協議のうえ、警戒体制を解除することができる。

- a. 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合。
- b. 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合。

② 本店

本店警戒本部長は、発電所警戒本部長から警戒体制の解除について協議があった場合、本項(2).①. a. 又はb. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、本店における警戒本部を解散することができる。

(3) 原子力防災体制の発令

① 発電所

- a. 第2章第1節1. (2)の区分に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。原子力防災管理者は、原子力防災体制を

発令した場合は、別図 2-5 により直ちに発電管理室長（発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、経理・資材室長又は発電管理室長、以下同じ。）に報告する。

なお、原子力防災体制の区分を変更する場合も同様の報告を行う。

- c. 原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合又は特定事象に至ると判断した場合、号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示するとともに、本部員等から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。

また、不測の事態が発生した場合（遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。）、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。

② 本店

発電管理室長又は経理・資材室長は、原子力防災管理者から発電所における原子力防災体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図 2-5 により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における原子力防災体制を発令するとともに、直ちに別図 2-3 に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として本店対策本部を統括管理する。

(4) 原子力防災体制の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部長と協議のうえ、原子力防災体制を解除することができる。

- a. 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第 22 条により設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合
- b. 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、原子力災害の発生事象の原因の除去及び被害範囲の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節 1. (2) の地域防災計画を有する地方公共団体の意見も聴いたうえで、事象が収束したと判断した場合

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から原子力防災体制の解除について協議があった場合、本項 (4) ① a. 又は b. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制を解除することができる。

2. 権限の行使

- (1) 原子力防災体制が発令された場合、発電所の緊急事態応急対策等に関する一切の業務は、発電所対策本部のもとで行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策の活動等を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置を講じることとする。
なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 発電所対策本部の要員は、発電所対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等に従事する。

3. 要員の非常招集の方法

- (1) 原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-1 に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-6 に示す招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。
- (2) 発電管理室長は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図 2-7 に定める招集連絡経路を整備する。
なお、発電管理室長は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。
- (3) 発電管理室長は、発電所から原子力防災体制発令連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図 2-7 に示す非常招集経路を整備する。また、発電管理室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図 2-5 に示す原子力防災体制発令時の連絡経路
- (2) 別図 2-8 に示す発電所対策本部設置後の報告連絡経路

- (3) 別図 2-9-1 に示す警戒事象に基づく連絡経路
- (4) 別図 2-9-2 及び別図 2-9-3 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく社外通報（連絡）経路
- (5) 別図 2-9-4 及び別図 2-9-5 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく社外通報後の報告（連絡）経路

第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置及び検査

原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づき別表 2-10 に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を設置し、次の各項に定める各マネージャーに次の措置を講じさせる。

- (1) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。また、設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。
- (2) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストを年 1 回以上定期的に校正し、記録を 1 年間保存する。
- (3) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理又は代替品を補充する。発電長及び放射線・化学管理グループマネージャーは、この間、他のモニタリングポストを監視する等の措置を講じる。
- (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、様式 4 を用いて設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (5) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第 11 条第 5 項の検査を受けるため、(4) の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
 - ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (6) 運転管理グループマネージャーは、モニタリングポストにより測定した放射線量の記録を、1 年間保存する。また、放射線・化学管理グループマネージャーは、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 2 項に定められた原子力防災資機材として別表 2-11 に定める原子力防災資機材を確保するとともに、次の措置を講じる。
 - ① 定期的に保守点検を行う。
 - ② 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式 5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況について、翌月 7 日までに同様に届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、関係機関等へ迅速かつ的確な通信連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表 2-12 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2-13 に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともに、シビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図 2-14 を目安に配置する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備

総務室長及び発電管理室長は、別表 2-15 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、総務室長及び発電管理室長は、定期的に保守点検を行い（本店ビル所有会社が行う点検結果を確認することを含む）、不具合が認められた場合は、速やかに修理（本店ビル所有会社への修理依頼を含む）するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材等の整備

発電管理室長は、別表 2-16 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表2-17に定める資料を内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県に提出する。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行い、提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所に、別表2-18に定める資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料

発電管理室長は、本店総合災害対策本部が設置される場所に、別表2-19に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

発電管理室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表2-20に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

発電管理室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表2-21に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検

1. 緊急時対策室

(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-22に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表2-23により維持する。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-23

に示す仕様を維持されていることを確認する。

- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、別表 2-12 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。
 - ① ファクシミリ、電話
 - ② テレビ会議システム
 - ③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能

2. 集合、退避場所

安全・防災グループマネージャーは、別図 2-22 に示す場所を集合・退避場所に指定し、関係者に周知する。また、これを変更したときも同じとする。

3. 応急処置室

総務グループマネージャーは、別図 2-24 に示す場所に応急処置室を整備する。

4. 気象観測装置

放射線・化学管理グループマネージャーは、別表 2-25 に示す場所に設置した気象観測装置の検出部、表示部及び記録装置を適正な状態で維持する。別表 2-25 の表のとおり定期的に点検を行い、記録を 1 年間保存する。また、当該装置に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

運転管理グループマネージャーは、気象観測装置により測定した記録を、1 年間保存する。

5. プラントデータ表示システム

プラント管理グループマネージャーは、発電所における SPDS を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

6. SPDS による国へのデータ伝送

- (1) プラント管理グループマネージャーは、別表 2-26 に定めるデータを緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）に伝送する SPDS を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。
- (2) プラント管理グループマネージャーは、作業等により国が運用する ERSS へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応につ

いては、あらかじめ定めるところによる。

- (3) 安全・防災グループマネージャーは、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ERS Sへ伝送しているパラメータがEALを判断するために必要かつ十分であることを必要に応じて見直しする。

7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置

安全・防災グループマネージャー、電気・制御グループマネージャー及び総務グループマネージャーは、発電所における緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

8. 本店総合災害対策本部室

- (1) 本店総務室長及び発電管理室長は、本店総合災害対策本部室を別表2-27により維持する。
- (2) 本店の各室長は、本店総合災害対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表2-27に示す仕様が維持されていることを確認する。
- (3) 本店総務室長は、非常用電源を本店総合災害対策本部室に供給可能なように整備・点検されていることを確認する。
- (4) 本店の各室長は、別表2-15に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。
 - ① ファクシミリ、電話
 - ② テレビ会議システム

9. 原子力事業所災害対策支援拠点

発電管理室長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を別表2-28のとおりあらかじめ選定しておく。なお、敦賀発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図2-29に示す。

- (1) 被ばく管理・入退域管理
- (2) 汚染検査（サーベイ）・除染
- (3) 車両や重機等の除染・汚染検査
- (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管
- (5) サイト等立入車両の駐車
- (6) 物資輸送体制の整備

第6節 原子力防災教育の実施

1. 発電所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、次の項目について別表2-30に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

2. 本店における原子力防災教育

発電管理室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の事項について、別表2-31に定める以下の原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 放射線防護に関する知識
- (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (4) シビアアクシデントに関する知識

第7節 原子力防災訓練の実施

1. 発電所における原子力防災訓練

- (1) 原子力防災管理者及び発電管理室長は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-32に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

- (2) 原子力防災管理者及び発電管理室長は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。

- (3) 社長は、総合訓練又は要素訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除

く。)するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて、要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本店と協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画について原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）と発電所における応急対策等について連携を図るため、平常時から地域レベルの会議体等に参画し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 発電管理室長は、別表 2-33 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図る。
- (2) 発電管理室長は、別表 2-33 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と、都度、必要な協議を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成する。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策の実施

第1節 通報、連絡等

1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等

(1) 警戒体制

原子力防災管理者は、別表3-1-1に定める事象(警戒事象)について通報を受け、又は自ら発見したとき、もしくは原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは警戒体制を発令し、直ちに必要な要員の招集及び様式7-1を用いて別図2-9-1に定める関係機関に連絡を行う。

また、当該事象発生の経過については、様式7-2を用いて別図2-9-1に定める関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。

なお、第2章第1節1.(1)に基づく警戒体制において、別表3-1-1に定める「その他」の項目のうち、気象庁の情報等により情報入手可能な項目については、この限りではない。

(2) 原子力防災体制

① 原子力防災管理者は、別表3-1-2に定める事象(特定事象)について通報を受け、又は自ら発見したときは原子力防災体制を発令し、直ちに発電所対策本部の要員の非常招集及び別図2-5に定める関係機関に連絡を行う。

なお、原子力防災体制の発令の連絡は本節3.の通報をもって行う。

② 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、発電所対策本部長として発電所対策本部の指揮を行う。

2. 施設等の立上げ

(1) 原子力防災管理者(発電所に警戒本部を設置したときは、発電所警戒本部長。本章において以下同じ。)は、警戒体制を発令した場合、庶務班長に警戒本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

(2) 社長は、発電所における警戒体制発令の連絡を受け、本店警戒本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

(3) 原子力防災管理者(発電所に対策本部を設置したときは、発電所対策本部長。本章において以下同じ。)は、原子力防災体制を発令した場合、庶務班長に発電所対策本部及び原子力防災体制の立上げを指示する。

(4) 社長は、発電所における原子力防災体制発令の連絡を受け、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資料及び資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。

3. 通報の実施

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に規定する別表3-1-2の事象(特定事象)の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき(発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬(以下この章及び第4章においては「事業所外運搬」という。))の場合にあつては、事象の発生について通報を受けたときは、様式8-1(事業所外運搬にあつては、様式9-1)に必要な事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-9-2に定める通報(連絡)経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官並びに各関係機関(発電所が輸送物の安全に責任を有する別表3-2に掲げるものの事業所外運搬の場合にあつては、別図2-9-3に定める通報(連絡)経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関)にファクシミリ装置を用いて同時(事業所外運搬は除く。)に文書を送信する。さらにその着信を確認する。また、原子力防災管理者は、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うとともに、原子力緊急事態支援組織による支援が必要と認めるときは、当該支援組織に対し派遣要請を行う。

4. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部情報班長は、前項により通報(事業所外運搬に係るものを除く。)を行った場合、SPDSによる原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。
- (2) 発電所対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
 - ④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定結果
 - ⑤ 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等
 - ⑥ 気象状況
 - ⑦ 収束の見通し
 - ⑧ その他必要と認める事項
- (3) 発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式8-2にまとめ、別図2-9-4に定める報告(連絡)経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関(原子力防災体制時にあつては別図2-8)に適切な

間隔で定期的にファクシミリ装置及び電話で報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。（事業所外運搬にあつては、様式9-2に必要な事項を記入し、別図2-9-5に示す報告（連絡）経路により報告する。）

- (4) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

5. 通話制限

発電所対策本部庶務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。

6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

本店対策本部長は、事態に応じ第3章第1節2.（4）で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、発電所における災害復旧作業の支援を指示する。

7. 他の原子力事業所等からの支援の要請

本店対策本部長は、第3章第1節3.の通報を実施した場合、以下の他の原子力事業所等からの支援を要請する。

- (1) あらかじめ関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）及び当社で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与
- (2) 全国の電力会社等で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施の報告

発電所対策本部長は、本節2. から12.（事業者外運搬にあつては本節14.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置の内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記の事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

また、発電所対策本部情報班長は、その実施状況の概要を様式8-2に記入し、別図2-9-4に示す報告（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所

在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（原子力防災体制時にあつては別図 2-8）に適切な間隔で定期的に報告するとともにあらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。（事業所外運搬にあつては、様式 9-2 にその概要を記入し、別図 2-9-5 に示す報告（連絡）経路により報告する。）

2. 退避誘導及び発電所内入構制限

- (1) 発電所対策本部庶務班長は、発電所内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。
- (2) 発電所対策本部庶務班長は、発電所退避者に対して、所内放送装置及びページング等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力して災害状況の説明を行い、バス等による輸送もしくは退避誘導員の誘導により、退避場所への退避が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。
- (3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を集合・退避場所より発電所外に退避させるよう指示する。なお、退避にあつては関係機関と調整を行う。発電所対策本部情報班長は、退避時には直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。この際、発電所対策本部庶務班長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。
- (4) 発電所対策本部庶務班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入構を制限するとともに、発電所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放出放射エネルギーの推定

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部に放出された放射性物質の量の評価を行う。

4. 消火活動

原子力災害時に火災が発生した場合、発電所対策本部庶務班長及び運転班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 原子力災害医療

- (1) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷した者及び放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、速やかに負傷者等を放射線による影響の少ない場所に救出し、必要に応じ別図 2-24 に示す応急処置室に搬送する。
- (2) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等に別図 2-24 に示す発電所内の応急処置室での応急処置及び除染等必要な措置を講じる。また、発電所対策本部保健安全班長は、医療機関への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。
- (3) 発電所対策本部保健安全班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部保健安全班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部保健安全班長は、その旨を福井県に報告する。
- (4) 発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部の庶務班長、保健安全班長及び放射線管理班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊等が到着したときに、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害の防止のため必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。

7. 汚染拡大の防止及び防護措置

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか必要に応じ所内放送装置又はページング等により周知する。
また、応急措置を講じる場所において放出放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。
なお、発電所対策本部保健安全班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表 3-3 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者及び原子力災害対策活動等を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、発電所に係る事象が発生した場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所敷地外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表 3-4 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

10. 広報活動

- (1) 発電所対策本部広報班長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から発電所での取材要請を受けた場合又は当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、本店対策本部長の協力を得て、別図 3-5 に記載した場所に現地プレスセンターを開設する。
- (2) 発電所対策本部広報班長は、別図 3-5 に示す連絡経路により公表する内容を取りまとめ、記者発表を行う。
- (3) 発電所対策本部広報班長は、公表する内容を別図 2-9-2（警戒体制時にあつては別図 2-9-1）に示す経路により関係箇所に連絡するとともにあらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (4) 発電所対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。
- (5) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。

11. 応急復旧

- (1) 発電所対策本部運転班長及び保修班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把握に努める。
- (2) 本店対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請するとともに、発電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。
- (3) 発電所対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社と連携して、応急復旧

のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、十分な連絡調整を実施する。

12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、各班長に対し以下に示す事項を指示し、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の運転状態を把握し、炉心の健全性を推定して、燃料破損又はその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部運転班長及び放射線管理班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長及び放射線管理班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、施設内の放射線量の推移等から、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長及び発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。
- (5) 発電所対策本部各班長は、その他の原子炉施設について、事故が発生した原子炉施設による影響を考慮し、当該施設の保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況から、事故による周辺環境への影響を予測する。

13. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

14. 事業所外運搬に係る事象の発生時における措置

- (1) 発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る応急措置を講じる場合、本店等の協力を得て、直ちに別表3-4に定める要員の派遣、資機材の貸与等必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当社が事業所外運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。
 - ① 立入禁止区域の設定及び退避等の実施
 - ② 環境放射線モニタリングの実施
 - ③ 消火、延焼防止措置の実施

- ④ 負傷者等の救出
- ⑤ 輸送物の安全な場所への移動
- ⑥ 漏えいの拡大防止措置の実施及び汚染の除去、遮へい対策の実施
- ⑦ その他、必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策

1. 該当事象発生時の通報

発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に基づく別表3-6に定める通報基準に至った場合は、様式8-1（事業所外運搬の場合にあつては様式9-1）を用いて、本章第1節3.「通報の実施」に基づき通報を行う。また、発電所対策本部長は、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第1節4.「情報の収集と提供」（2）、（3）及び本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.「要員の派遣、資機材の貸与」を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

- （1） 発電所対策本部長は、本店の協力を得て指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-7に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。
- （2） 派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-7に定める業務を行う。また、その業務内容について、発電所対策本部長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合は現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指示に基づき災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

- （3） 発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店からの支援を必要とするときは、要員の派遣及び資機材の貸与について、本店対策本部長等に要請する。

4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策

発電所対策本部長は、本店等の協力を得て、直ちに別表 3-7 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第4章 原子力災害中長期対策の実施

第1節 原子力災害中長期対策の計画等

1. 原子力災害中長期対策の計画

発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地中長期対策連絡会議等にて、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともにあらかじめ定める関係機関に送付する。

- (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節2. 参照）
- (2) 環境放射線モニタリングに関する事項
- (3) 汚染検査、汚染除去に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
- (6) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 原子炉施設の復旧対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止

3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除

(1) 原子力防災体制の解除

- ① 発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節1. (4) ①により原子力防災体制を解除する。また、原子力防災管理者は、原子力防災体制を解除し発電所対策本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図2-9-4(事業所外運搬にあつては別図2-9-5)に定める報告(連絡)経路に基づき各機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。

- ② 本店対策本部長は、第2章第2節1. (4) ②により原子力防災体制を解除した場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

(2) 警戒体制の解除

- ① 発電所警戒本部長は、第2章第2節1.(2)①により発電所の警戒体制を解除する。また、原子力防災管理者は、警戒体制を解除し発電所警戒本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図2-9-1に定める連絡経路に基づき各機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。
- ② 本店警戒本部長は、第2章第2節1.(2)②により、本店の警戒体制を解除する。

4. 原因究明及び再発防止対策

発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

5. 汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

6. 被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

1. 原子力災害中長期対策に係る相互協力

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、前節の原子力災害中長期対策計画に基づき別表4-1に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。

2. 他の原子力事業者への応援要請

発電所対策本部長は、前項の業務に関し、他の原子力事業者の要員の派遣又は資機材の貸与を必要とする場合、次により応援要請を行う。

- (1) 電力各社の応援を必要とするときは、本店対策本部庶務班長に要請する。これを受けて本店対策本部庶務班長は、「原子力災害時における原子力事業者間協力

協定」に基づき、電力各社に応援を要請する。

- (2) 福井県内の原子力事業者の応援を必要とするときは、関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構及び当社で構成される支援組織である若狭地域原子力事業者支援連携本部に要請する。

第5章 その他

第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、発災事業者から応援の要請があった場合、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5-1に定める要員の派遣及び資機材の貸与
- (2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力
- (3) (1) 及び (2) による協力を円滑に進めるための発電所支援会議の設置

第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、発電管理室長の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、別表5-2に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。

敦賀発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

平成31年2月

日本原子力発電株式会社

目 次

図 表 集

別図 2-1	警戒体制・原子力防災組織及び職務（発電所警戒本部及び発電所対策本部）	1
別表 2-2	原子力防災要員の職務と配置	2
別図 2-3	本店警戒本部及び本店総合災害対策本部の組織及び職務	3
別表 2-4	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	5
別図 2-5	原子力防災体制発令時の連絡経路	6
別図 2-6	原子力防災要員の非常招集連絡経路（発電所原子力防災要員）	7
別図 2-7	本店対策本部要員の非常招集連絡経路	8
別図 2-8	発電所対策本部設置後の報告連絡経路	9
別図 2-9-1	警戒事象に基づく連絡経路	10
別図 2-9-2	対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（連絡）経路— （発電所内での事象発生）	11
別図 2-9-3	対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（連絡）経路— （事業所外運搬での事象発生）	12
別図 2-9-4	対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （発電所内での事象発生）	13
別図 2-9-5	対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （事業所外運搬での事象発生）	14
別表 2-10	発電所敷地周辺付近の放射線測定設備	15
別表 2-11	原子力防災資機材	16
別表 2-12	原子力防災関連資機材	17
別表 2-13	シビアアクシデント対策等に関する資機材	18
別図 2-14	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	19
別表 2-15	本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材	20
別表 2-16	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	21
別表 2-17	原子力防災センターに備え付ける資料	22
別表 2-18	緊急時対策室に備え付ける資料	23
別表 2-19	本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料	24
別表 2-20	原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	25
別表 2-21	原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料	26
別図 2-22	緊急時対策室建屋及び集合・退避場所	27
別表 2-23	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	28

別図 2-24	発電所内の応急処置室施設	29
別表 2-25	緊急事態応急対策等の活動で使用する気象観測装置	30
別表 2-26	緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧	32
別表 2-27	本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	34
別表 2-28	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	35
別図 2-29	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置	36
別表 2-30	発電所の原子力防災教育の内容	37
別表 2-31	本店の原子力防災教育の内容	38
別表 2-32	原子力防災訓練の内容	39
別表 2-33	電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	40
別表 3-1-1	原子力災害対策指針に基づく警戒事象	42
別表 3-1-2	原災法第10条第1項に基づく特定事象	46
別表 3-1-3	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	54
別表 3-2	発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬	55
別表 3-3	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	56
別表 3-4	原子力防災体制等発令後における要員の派遣、資機材の貸与	57
別図 3-5	公表内容の連絡経路	59
別表 3-6	原災法第15条第1項に関する緊急事態事象	60
別表 3-7	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与	66
別表 4-1	原子力災害中長期対策における要員の派遣、資機材の貸与	68
別表 5-1	福井県内他原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、 資機材の貸与	70
別表 5-2	福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に 責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要 員の派遣、資機材の貸与	71

様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	7 2
様式 2	原子力防災要員現況届出書	7 3
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	7 4
様式 4	放射線測定設備現況届出書	7 5
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	7 6
様式 6	防災訓練実施結果報告書	7 7
様式 7-1	警戒事態該当事象発生連絡	7 8
様式 7-2	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	7 9
様式 8-1	特定事象発生通報（原子炉施設）	8 0
様式 8-2	応急措置の概要（原子炉施設）	8 1
様式 9-1	特定事象発生通報（事業所外運搬）	8 4
様式 9-2	応急措置の概要（事業所外運搬）	8 5
参考 1	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準 EALマトリックス表（BWR・PWR）	8 7

警戒体制・原子力防災組織及び職務

(発電所警戒本部及び発電所対策本部)



※1：不測の事態に対応するため、本部長が必要に応じて特命班を設置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む）する。（指揮者：本部員等（副長職以上））

※2：必要に応じて、1号機指揮者及び2号機指揮者を設置する。なお、災害の規模に応じて設置箇所を判断する。

※3：必要に応じて、1号班及び2号班を設置する。なお、図は運転班及び保修班の例を示す。

※4：発電所警戒本部の人数を示す。

※5：発電所対策本部の人数を示す。

※6：発電所警戒本部及び発電所対策本部の体制維持に必要な副原子力防災管理者は3名である。

注1：太字は、原子力防災体制で付加される職務

原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部員 情報班員 4名以上
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力	発電所内又は 原子力防災センター	本部長代理 情報班員 本部員 4名以上
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内、プレスセンター 又は原子力防災センター	本部員 広報班員 情報班員 4名以上
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内又は 原子力防災センター	本部員 技術班員 放射線管理班員 運転班員 7名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	本部員 運転班員 技術班員 4名以上
防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	本部員 保修班員 4名以上
放射性物質による汚染の除去	発電所内又は 原子力防災センター	放射線管理班員 4名以上
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部員 保健安全班員 4名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	本部員 庶務班員 4名以上
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導	発電所内	本部員 庶務班員 4名以上

本店警戒本部及び本店総合災害対策本部の組織及び職務

組織	主 な 職 務	人数
情報班	1. 当該災害に関する情報の収集※2 2. 現業機関災害対策本部対応への指導・援助 3. 本店が担当する社外関係機関との連絡・調整及び法令上必要な連絡、報告※2 4. 各班との連絡調整※2	8
庶務班	1. 通信施設の確保※2 2. 定められた総合災害対策本部要員では災害対策活動を十分行うことができないと判断される場合の追加要員の選定及び本部長承認後の招集※2 3. 応援計画案の作成及び各班応援計画案の取りまとめ※2 4. 他の原子力事業者への応援要請 5. 原子力緊急事態支援組織への支援要請 6. 原子力事業所災害対策拠点の選定 7. 社内警備 8. その他必要な事項※2	10
広報班	1. 報道機関等（現業機関災害対策本部が行うものを除き、国の広報担当箇所を含む。）との対応※2 2. 広報関係資料の作成※2 3. 応援計画案の作成	6
技術班	1. 発電用原子炉・燃料の安全性に係る事項の検討※2 2. 発電所施設・環境調査施設の健全性の確認 3. 発電所（現業機関）の災害対策本部が行う応急活動の検討※2 4. 応援計画案の作成	8
放射線管理班	1. 放射線管理に係る事項の検討 2. 個人被ばくに係る事項の検討 3. 応援計画案の作成	4
健康安全班	1. 緊急被ばく医療に係る事項の検討 2. 応援計画案の作成	4

別図 2 - 3 (2 / 2) に示す ※1	本部（統括管理） 本部長：社長 （本部） 副本部長 本部長付

※1：本部長は、必要に応じ別図 2 - 3（2 / 2）の組織を設置する。

※2：警戒体制発令時の主な職務を示す。なお、本店警戒本部の体制は、警戒事象に応じ本店警戒本部長がこの組織から必要要員をその都度指名する。

組 織	主 な 職 務	人数
原子力施設事態即応センター班	1. 原子力規制委員会、緊急時対策等の対応	4
原子力緊急時後方支援班	1. 状況把握・拠点内の資機材配置・運営 2. 資機材調達・受入 3. 輸送計画の作成 4. 調達資機材の管理 5. 要員の入退域管理 6. 要員・資機材の放射線管理 7. 住民避難行動等状況把握 8. スクリーニング計画作成 9. 避難住居要請対応計画作成（空社宅提供等） 10. 国、自治体と連携した汚染検査、除染計画作成	10
原子力災害被災者対応チーム	1. 自治体との連携 2. 避難所対応 3. 被災者対応 4. 地域モニタリングの計画作成	30
原子力損害賠償チーム	1. 補償相談・広報計画作成 2. 初期の補償窓口 3. 本格体制の準備 4. 法令手続き	20

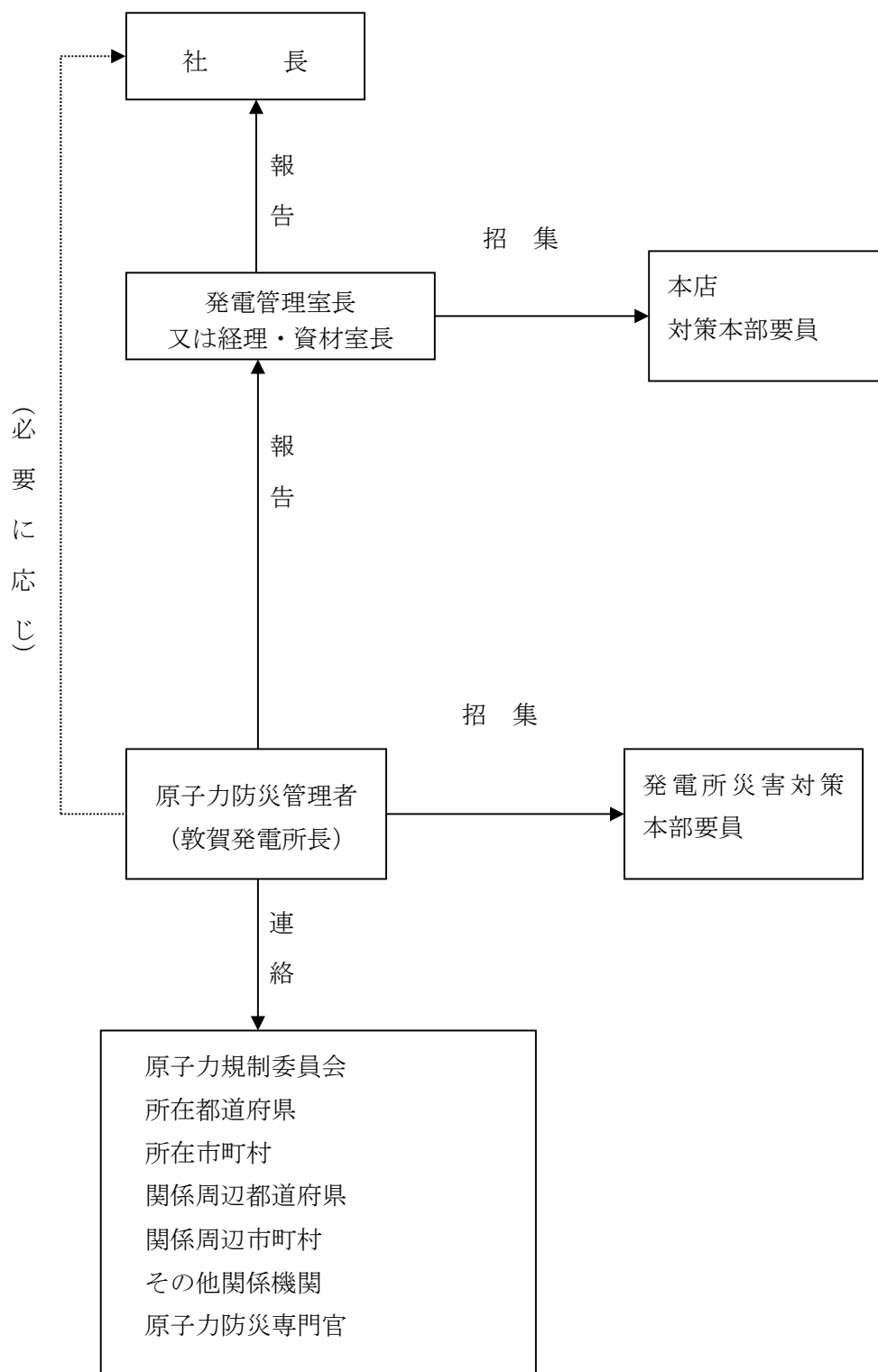
本
部
長

副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

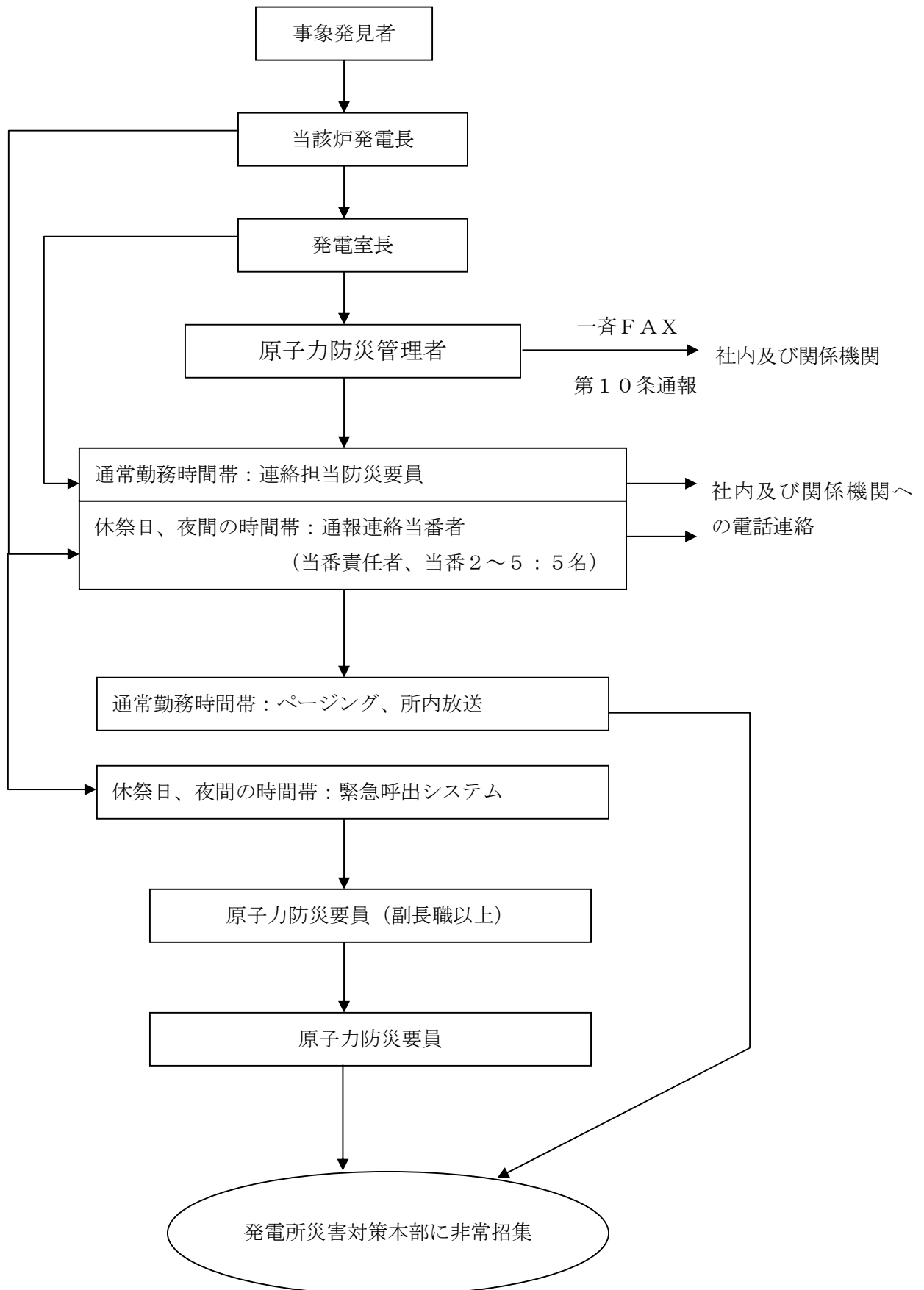
代行順位	副原子力防災管理者
1	所長代理
2	副所長（原子力災害防止担当）
3	副所長（業務高度化支援担当）
4	原子力防災管理者が指名した者※

※：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

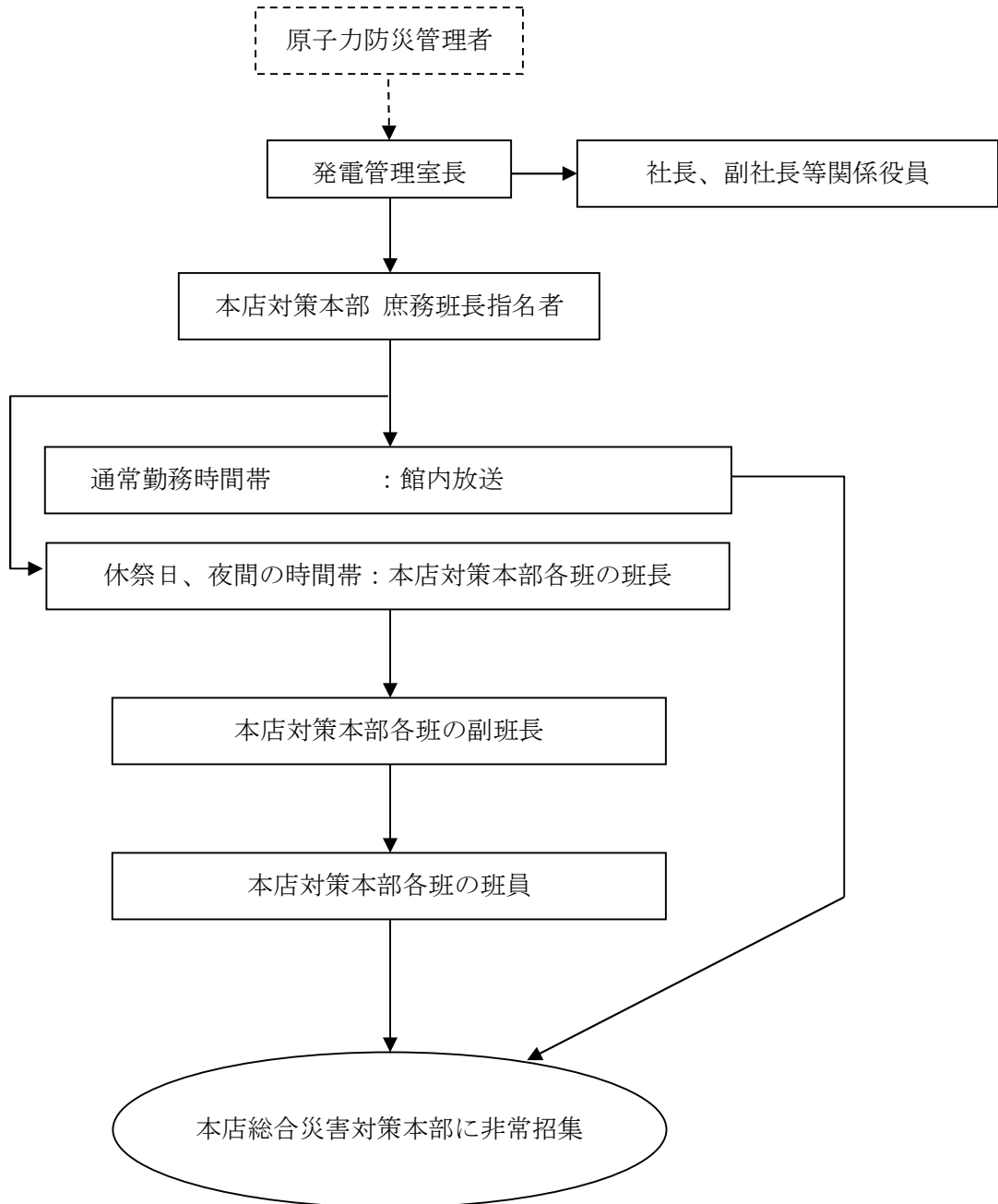
原子力防災体制発令時の連絡経路



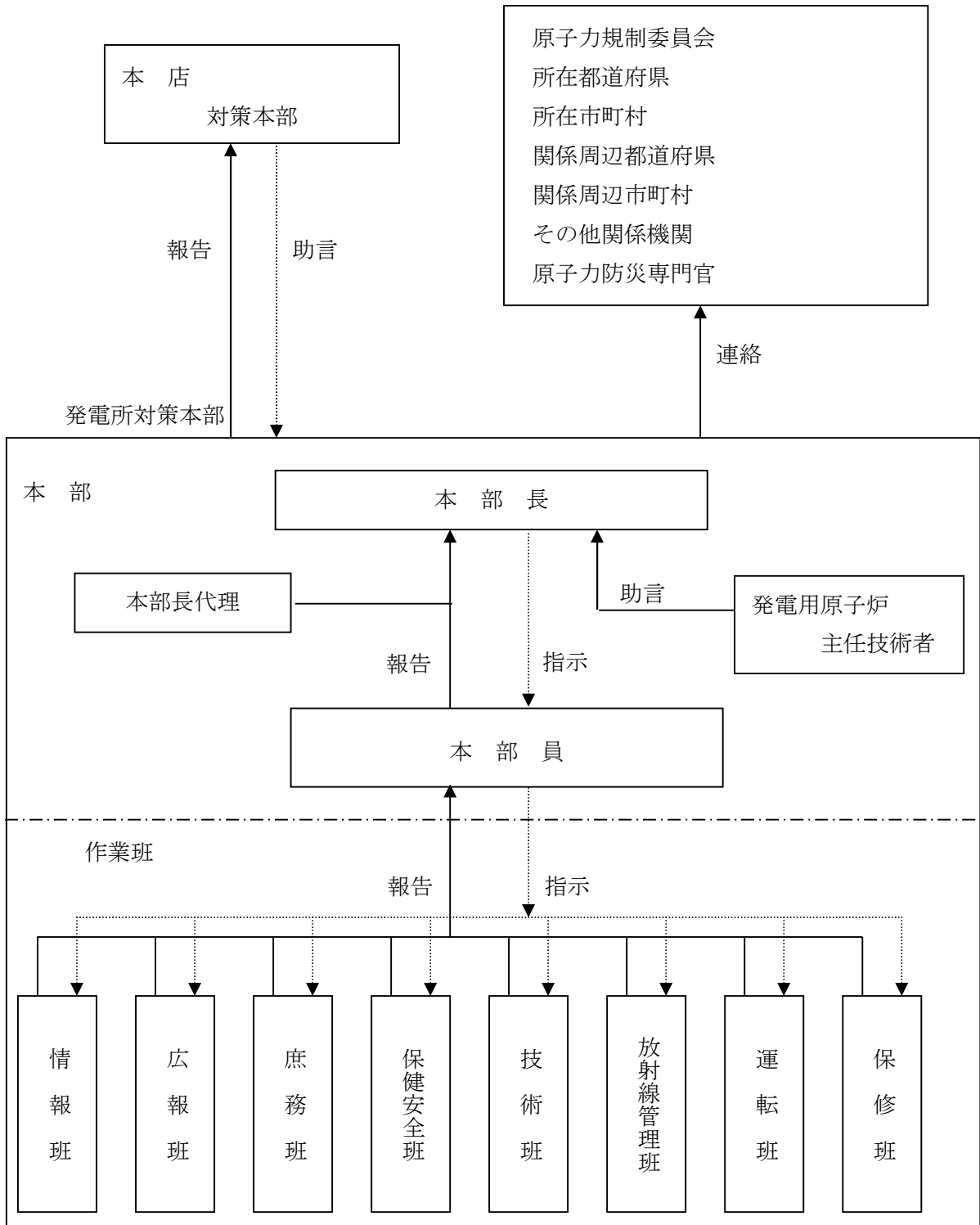
原子力防災要員の非常招集連絡経路
(発電所原子力防災要員)



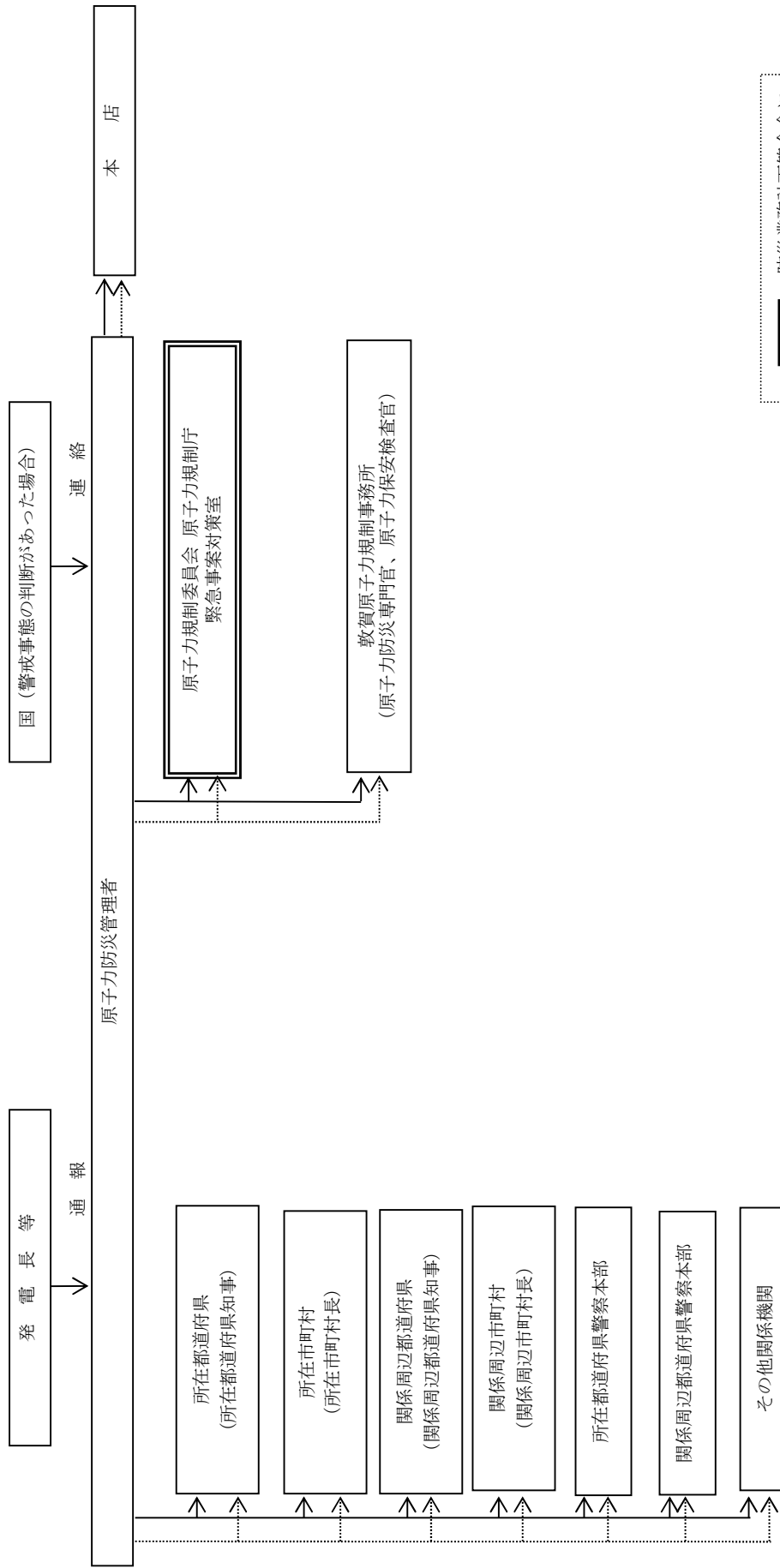
本店対策本部要員の非常招集連絡経路



発電所対策本部設置後の報告連絡経路

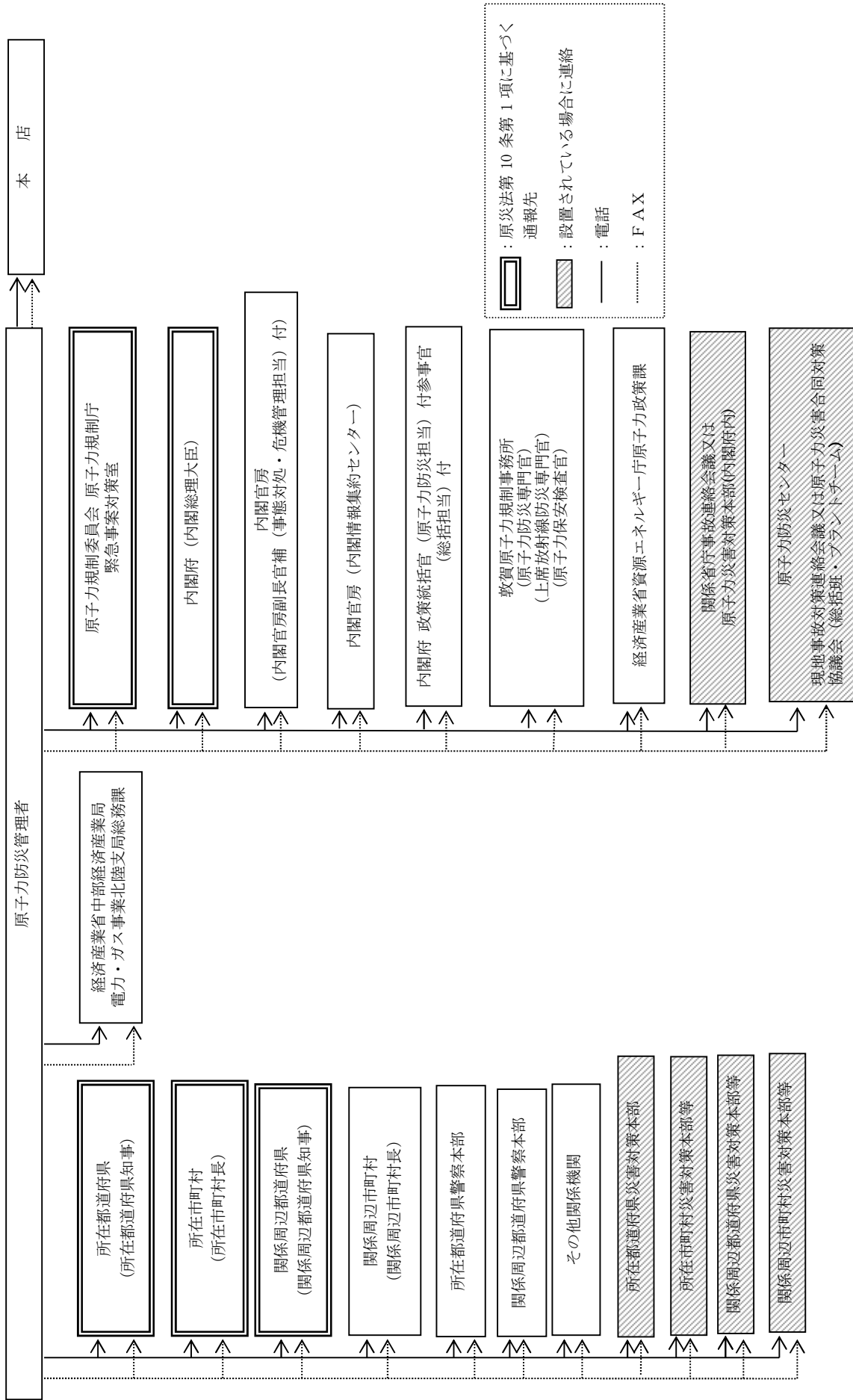


警戒事象に基づく連絡経路

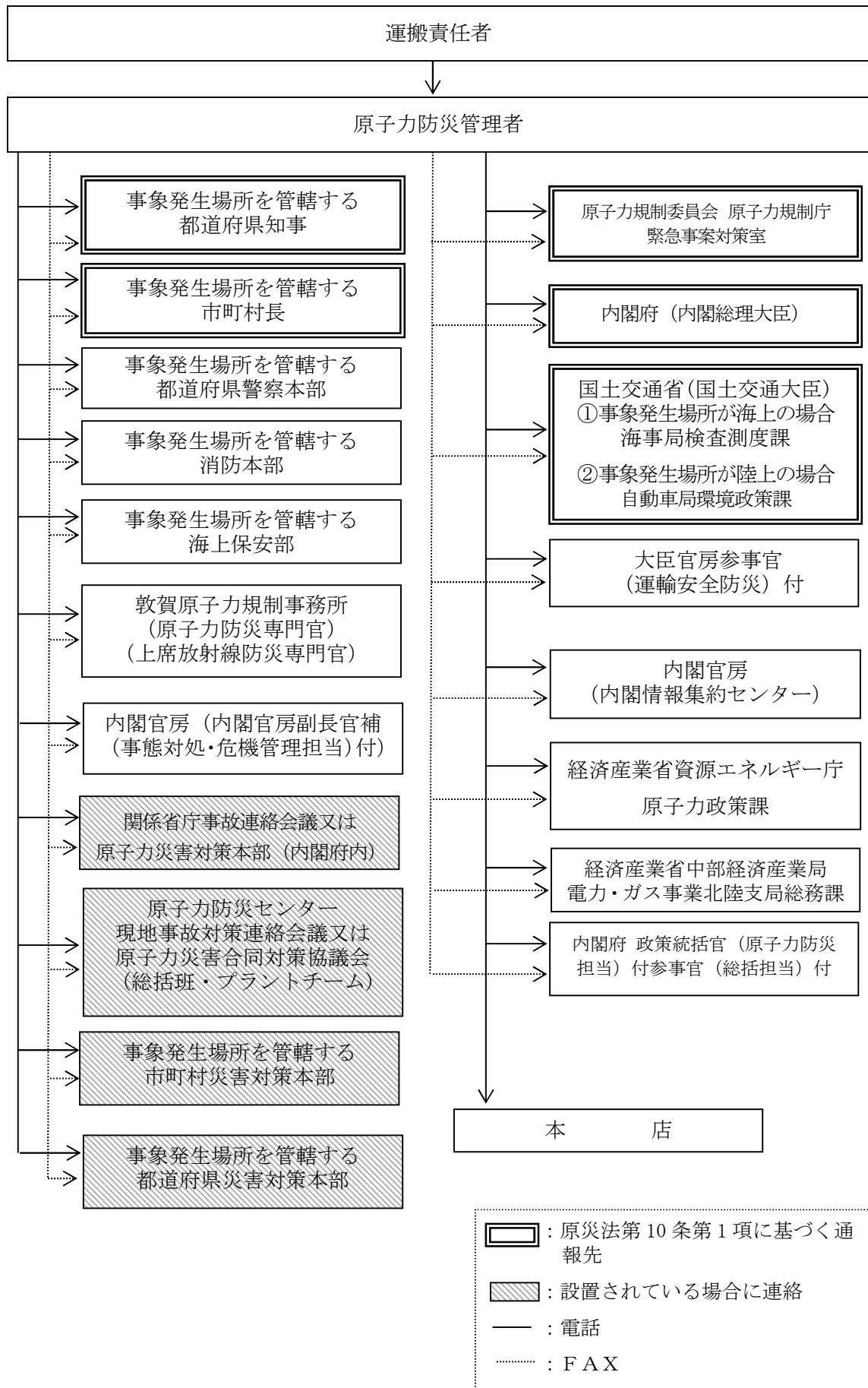


: 防災業務計画等命令に係わる通報先
 — : 電話
 : FAX

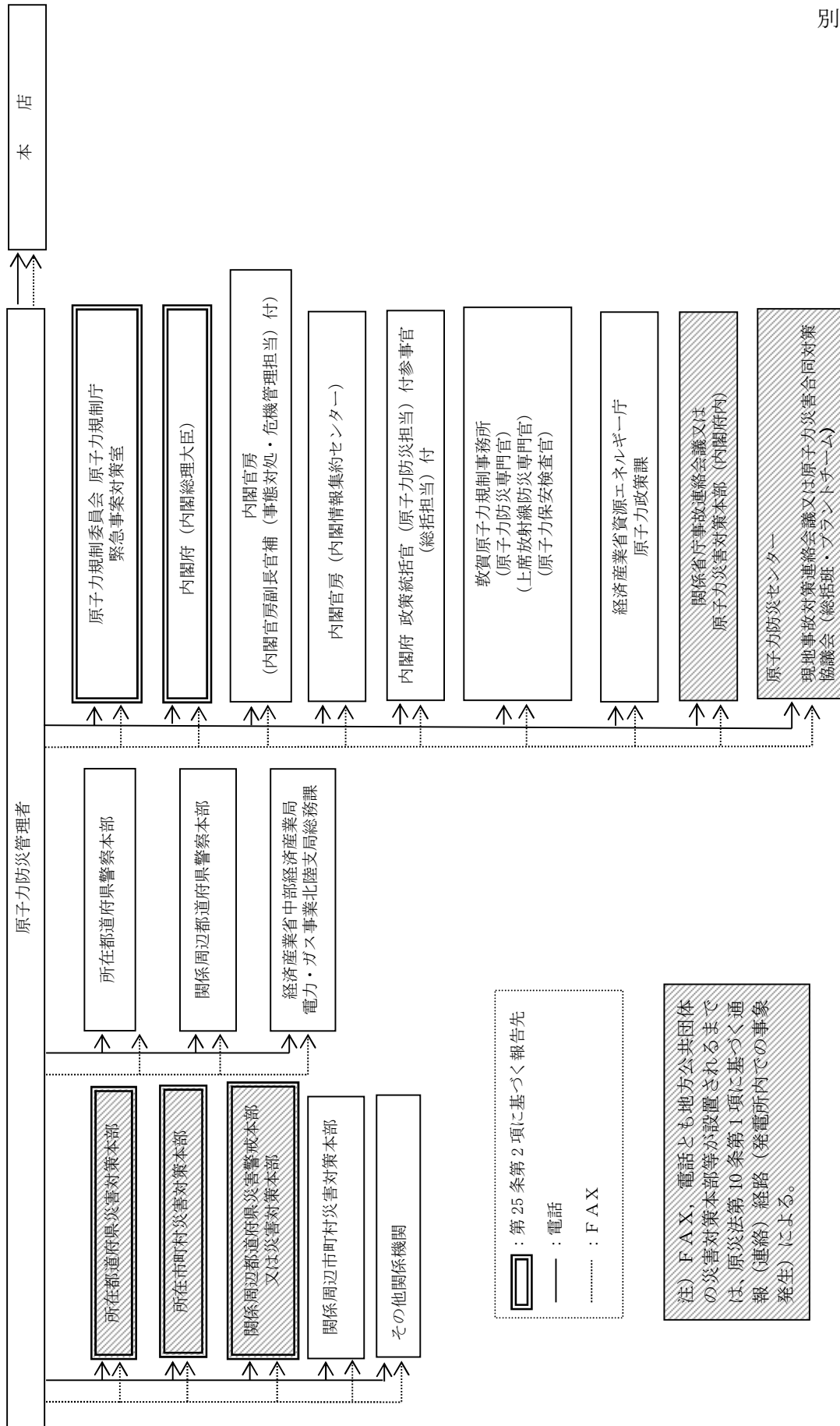
対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（連絡）経路—
（発電所内での事象発生）



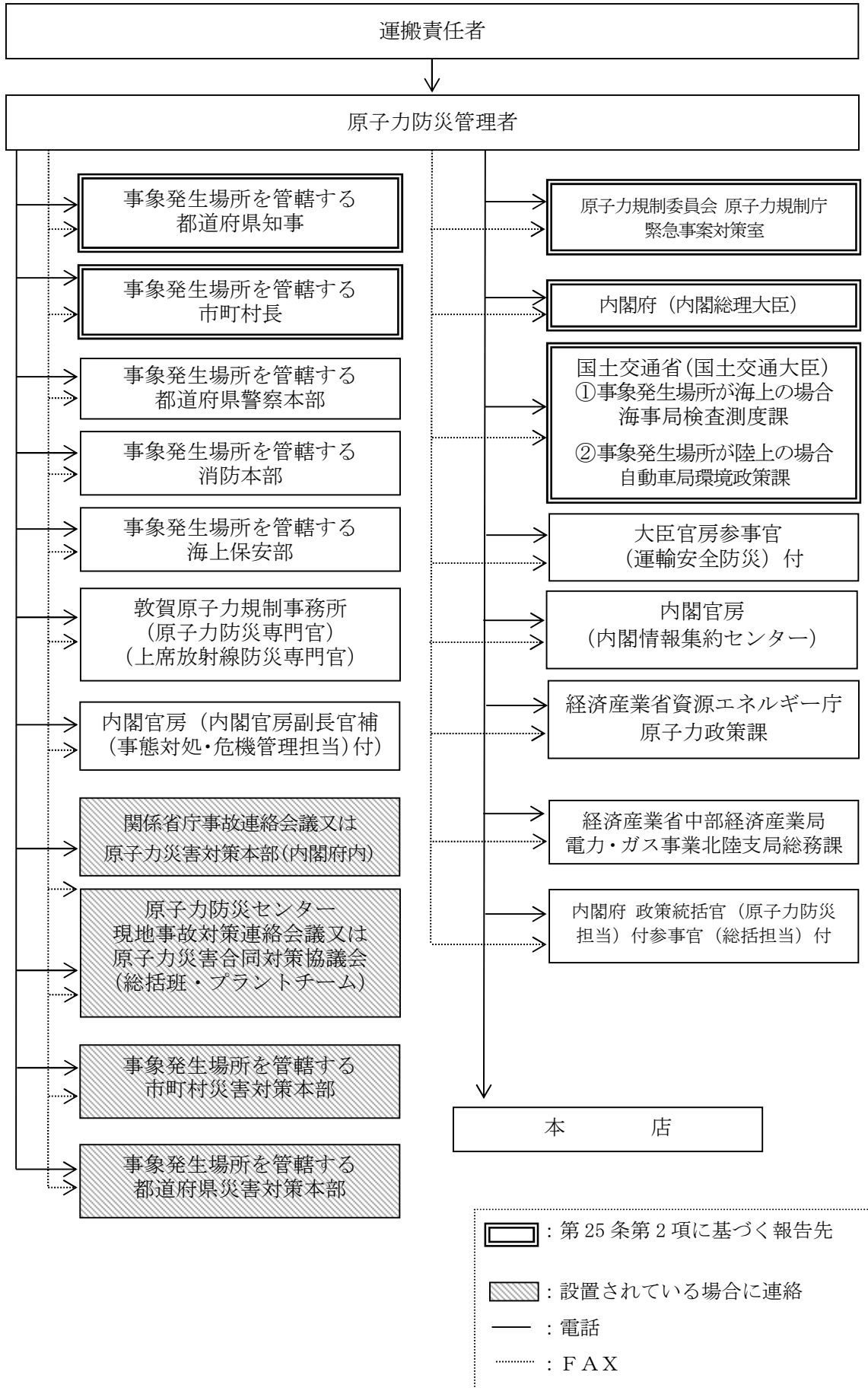
対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（連絡）経路—
 （事業所外運搬での事象発生）



対外通報先－原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路－
（発電所内での事象発生）



対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路—
（事業所外運搬での事象発生）

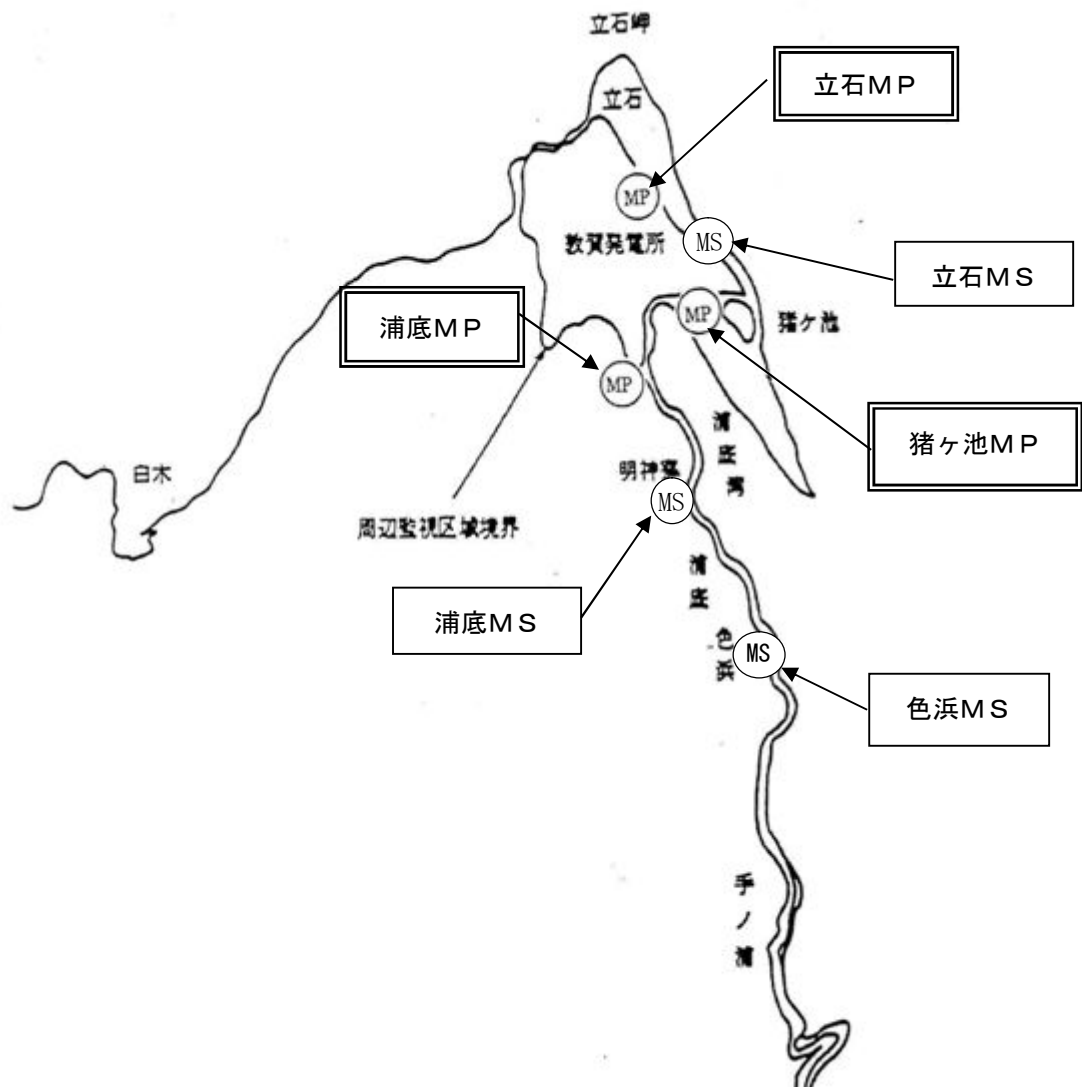


発電所敷地周辺付近の放射線測定設備

名称	測定対象	点検頻度	測定器の種類 (測定レンジ)
立石MP	空間線量率	1回/年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
猪ヶ池MP	空間線量率	1回/年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
浦底MP	空間線量率	1回/年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
立石MS	空間線量率	1回/年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
浦底MS	空間線量率	1回/年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)
色浜MS	空間線量率	1回/年	NaI (10~10 ⁴ nGy/h)、電離箱 (10 ³ ~10 ⁸ nGy/h)

MP：モニタリングポスト（原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備）

MS：モニタリングステーション



⊙MP	モニタリングポスト (原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備)
⊙MS	モニタリングステーション

原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検頻度	保管場所	
防放射線器具	汚染防護服	汚染防護用装備・PVAスーツ	43組	1回/年	緊急時対策室建屋	
	呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。） その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	10台	1回/年	1号中央制御室 1号サービス建屋 2号中央制御室 2号サービス建屋	
	フィルター付防護マスク	ダストマスク（チャコールフィルタ）	43組	1回/年	緊急時対策室建屋	
非常通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線（NTT災害時優先電話）	1回線	1回/年	緊急時対策室建屋	
	ファクシミリ装置	一斉FAXシステム	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	10台	1回/年	緊急時対策室建屋	
		衛星携帯電話	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ	1台	1回/年	1号排気筒	
		排気筒ガスモニタ	1台	定期検査毎	2号原子炉補助建屋	
		放水口放射線モニタ	1台	1回/年	1号放水口	
		放水口モニタ	1台	定期検査毎	2号放水口	
	ガンマ線測定用可搬式測定器	バックグラウンド線量当量率サーベイメータ	3台	1回/年	緊急時対策室建屋	
		線量当量率サーベイメータ	1台			
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子サーベイメータ	2台	1回/年	1号サービス建屋 2号サービス建屋	
	空間放射線積算線量計	熱蛍光線量計	4個	1回/年	緊急時対策室建屋	
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ（α線用）	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	
		汚染密度測定用サーベイメータ（β線用）	1台			
	可搬式ダスト測定関連機器	(1) サンプラ	ダストサンプラ	4台	1回/年	緊急時対策室建屋
		(2) 測定器	ダストモニタ（モニタリングカーに搭載）	1台	1回/年	モニタリングカー
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	(1) サンプラ	ヨウ素サンプラ	2台	1回/年	緊急時対策室建屋 モニタリングカー
		(2) 測定器	ヨウ素モニタ（モニタリングカーに搭載）	1台	1回/年	モニタリングカー
	個人用外部被ばく線量測定器	電子式個人線量計	43台	1回/年	緊急時対策室建屋	
原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備	換気系モニタ	2台	1回/年	1号原子炉建屋		
	格納容器エリアモニタ	2台	定期検査毎	2号原子炉建屋		
	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ・燃料取扱棟排気ガスモニタ	各1台		2号燃料取扱棟 2号原子炉補助建屋		
	環境中の放射線量又は放射性物質の測定のための車両	モニタリングカー	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	発電所構内駐車区域	
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	860錠	1回/年	健康管理室	
	担架	担架	1台	1回/年	健康管理室	
	除染用具	除染キット	1式	1回/年	緊急時対策室建屋	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	救急車	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	発電所構内駐車区域	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	化学消防自動車 可搬式動力ポンプ設備	1式	1回/年	正門監視所 仮設用地EL21.5m	

原子力防災関連資機材

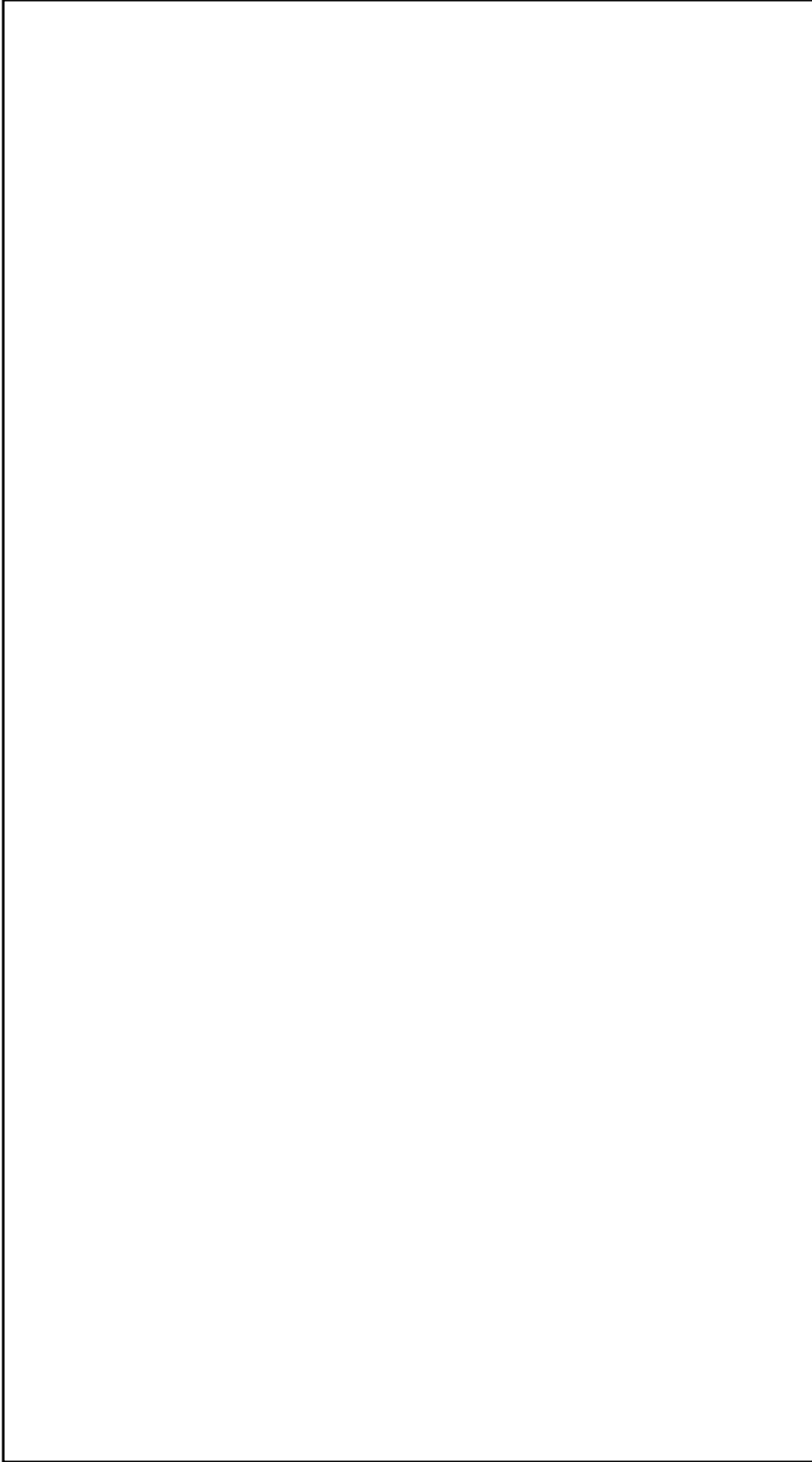
分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
放射線障害 防止用器具	循環式酸素呼吸器	4組	1回/年	緊急時対策室建屋 2号サービス建屋
	高線量対策防護服	10着	1回/年	緊急時対策室建屋
非常用 通信機器	NTT電話回線	16回線	—	緊急時対策室建屋
	社内電話	8回線	1回/年	緊急時対策室建屋
	無線装置	1回線	2回/年	緊急時対策室建屋
	衛星電話	3台	1回/年	緊急時対策室建屋
	衛星携帯電話	1台	1回/年	緊急時対策室建屋
	衛星電話・ファクシミリ	1台	1回/年	緊急時対策室建屋
統合原子力防 災ネットワーク に接続する通 信機器(衛星 系/地上系)	テレビ会議システム	1台	1回/年	緊急時対策室建屋
	ファクシミリ	3台	1回/年	緊急時対策室建屋
	IP電話	6台	1回/年	緊急時対策室建屋
	SPDS	1式	1回/年	緊急時対策室建屋
計測器等	可搬型モニタリングポスト	1台	1回/年	緊急時対策室建屋
	ホールボディカウンタ	1台	1回/年	ホールボディカウンタ室
非常用食料	保存食	約3,000食	1回/年	緊急時対策室建屋
	保存水(1リットルボトル)	約1,000本	1回/年	緊急時対策室建屋
その他 資機材	緊急時輸送車両	1台	道路運送車両法 に基づく点検頻度	発電所構内

シビアアクシデント対策等に関する資機材

名 称	数 量	点検頻度	保管場所
電源車(空冷式非常用発電機) 1825kVA	3台	1回/隔週 (動作確認)	ふげん敷地EL20m
海水利用型消防水利システム (240m ³ /h、全揚程0.9MPa)	2組	1回/年	1組:仮設用地EL21.5m 1組:2号雑固体減容処 理建屋前
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (67.8m ³ /h、吐出圧力0.55MPa)	4台	1回/年	3台:正門監視所 1台:仮設用地EL21.5m
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (60m ³ /h、吐出圧力0.7MPa)	2台	1回/年	仮設用地EL21.5m
消防ポンプ(可搬式動力ポンプ) (70.2m ³ /h、吐出圧力0.55MPa)	1台	1回/年	1号発電用水タンク横
化学消防車 (120m ³ /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回/年	正門監視所
水槽付消防車 (120m ³ /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回/年	構内車庫
水槽付消防車(小型) (120m ³ /h、吐出圧力0.85MPa)	1台	1回/年	仮設用地EL21.5m
ホイールローダ	2台	1回/年	仮設用地EL21.5m
パワーショベル	1台	1回/年	仮設用地EL21.5m
タンクローリー	4台	1回/年	仮設用地EL21.5m ふげん敷地EL20m
燃料(ガソリン)※	約4kℓ	1回/年	工事協力会浄水場 EL21m
燃料(軽油)※	約845kℓ	1回/年	1号サービス建屋西側 2号補助建屋西側 2号開閉所東側

※:燃料補充については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

シビアアクシデント対策等に関する資機材配置



別図 2-14

枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材

1. 本店ビル移転^{※1}前

本店総合災害対策本部

分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
非常用 通信機器	テレビ会議システム	1式	1回/年	総合災害対策室
	NTT電話回線	7回線	—	総合災害対策室
	社内電話	8回線	1回/年	総合災害対策室
	無線装置	1回線	2回/年	総合災害対策室
	衛星電話	3台	1回/年	総合災害対策室
	衛星携帯電話	1台	1回/年	総合災害対策室
	衛星電話・ファクシミリ	1台	1回/年	総合災害対策室
統合原子力防 災ネットワー ク用通信機器 (衛星系/地 上系)	テレビ会議システム ^{※2}	1台	1回/年	総合災害対策室
	ファクシミリ	3台	1回/年	総合災害対策室
	IP電話	5台	1回/年	総合災害対策室
その他 資機材	SPDS表示パソコン	1台	1回/年	総合災害対策室
	非常用食料(保存水を含む。) ^{※3}	約1,100食	1回/年	本店社屋地下3階
	非常用発電機	1台	1回/年	本店社屋屋上
	燃料(軽油) ^{※4}	約390リットル	1回/年	本店社屋屋上

※1: 移転の時期は平成31年2月下旬を予定。

※2: 定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

※3: 記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。

※4: 記載数量の他、ビル管理会社拠点(東京都江戸川区西葛西)にて2日分の燃料を備蓄、又は調達可能な小売店等から調達する。

2. 本店ビル移転^{※1}後

本店総合災害対策本部

分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
非常用 通信機器	テレビ会議システム	1式	1回/年	本店総合災害対策本部室
	NTT電話回線	7回線	—	本店総合災害対策本部室
	社内電話	8回線	1回/年	本店総合災害対策本部室
	無線装置	1回線	2回/年	本店総合災害対策本部室
	衛星電話	3台	1回/年	本店総合災害対策本部室
	衛星携帯電話	1台	1回/年	本店総合災害対策本部室
	衛星電話・ファクシミリ	1台	1回/年	本店総合災害対策本部室
統合原子力防 災ネットワー ク用通信機器 (衛星系/地 上系)	テレビ会議システム ^{※2}	1台	1回/年	本店総合災害対策本部室
	ファクシミリ	3台	1回/年	本店総合災害対策本部室
	IP電話	5台	1回/年	本店総合災害対策本部室
その他 資機材	SPDS表示パソコン	1台	1回/年	本店総合災害対策本部室
	非常用食料(保存水を含む。) ^{※3}	約1,100食	1回/年	総務倉庫
	非常用発電機	1台	1回/年	本店社屋屋上
	燃料(軽油) ^{※4}	72時間分	1回/年	本店社屋屋上

※1: 移転の時期は平成31年2月下旬を予定。

※2: 定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

※3: 記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。

※4: 記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。

原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
出入管理	入構管理証発行機	1式	1回/年	敦賀総合研修センター
	放射線防護教育資料	100部	1回/年	敦賀総合研修センター
計測器類	GM汚染サーベイメータ	10台	1回/年	敦賀総合研修センター
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	1回/年	敦賀総合研修センター
	電離箱サーベイメータ	1台	1回/年	敦賀総合研修センター
	個人被ばく線量計	245台	1回/年	敦賀総合研修センター
放射線障害 防護用器具	汚染防護服(タイベック等)	1,470組	1回/年	敦賀総合研修センター
	全面マスク	245個	1回/年	敦賀総合研修センター
	チャコールフィルタ	2,940個	1回/年	敦賀総合研修センター
非常用電源	移動式発電機	1台	1回/年	敦賀総合研修センター
非常用 通信機器	携帯電話(災害優先)	5台	1回/年	敦賀総合研修センター
	衛星電話	1台	1回/年	敦賀総合研修センター
	衛星電話ファクシミリ	1台	1回/年	敦賀総合研修センター
その他 資機材	ヨウ素剤	2,940錠	1回/年	敦賀総合研修センター
	除染用機材(シャワー設備等)※1	1式/数量2	—	—
	養生材	1式	1回/年	敦賀総合研修センター
	非常用食料※2	—	—	—
	資材輸送用車両	1台	1回/年	敦賀総合研修センター
	燃料(軽油)※2	—	—	—

※1: 原子力緊急事態支援組織による集中管理資機材として必要時に提供を受ける。

※2: 調達可能な小売店等から調達。

上記の保管場所からの支援施設への輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもって行う。

原子力防災センターに備え付ける資料

資 料 名		保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子炉施設保安規定 * ② 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 * ③ 敦賀発電所 1 号機、2 号機非常時運転手順書	原子力防災センター
2. 放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所設備資料 ① 原子炉設置（変更）許可申請書（1 号炉、2 号炉）* ② 施設配置図（1 号機、2 号機）* ③ 敦賀発電所 1 号機、2 号機系統図 ④ 敦賀発電所プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑤ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表	原子力防災センター

*：原災法第 12 条第 4 項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

緊急時対策室に備え付ける資料

	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 * ② 敦賀発電所原子炉施設保安規定 * ③ 災害対策規程 ④ 敦賀発電所災害対策要領 ⑤ 敦賀発電所防火管理要領 ⑥ 敦賀発電所1号機、2号機非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領	緊急時対策室
2. 放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 敦賀発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置(変更)許可申請書(1号炉、2号炉) * ③ 敦賀発電所1号機、2号機系統図 ④ 施設配置図(1号機、2号機) * ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図(1号機、2号機) ⑥ 主要設備概要(1号機、2号機) ⑦ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表 (4) 敦賀発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 敦賀発電所周辺環境資料 ① 敦賀発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図(2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図(5万分の1) ④ 市町村市街図	緊急時対策室
3. 事業所外運搬に関する資料	① 全国道路地図 ② 海図(日本領海部分) ③ 核燃料輸送物安全解析書	緊急時対策室

*：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

本店総合災害対策本部が設置される場所に備え付ける資料

	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 ② 敦賀発電所原子炉施設保安規定 ③ 災害対策規程 ④ 敦賀発電所災害対策要領 ⑤ 敦賀発電所防火管理要領 ⑥ 敦賀発電所 1 号機、2 号機非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領	本店総合災害対策本部室
2. 放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 敦賀発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置（変更）許可申請書（1 号炉、2 号炉） ③ 敦賀発電所 1 号機、2 号機系統図 ④ 施設配置図（1 号機、2 号機） ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図（1 号機、2 号機） ⑥ 主要設備概要（1 号機、2 号機） ⑦ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表 (4) 敦賀発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 敦賀発電所周辺環境資料 ① 敦賀発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図（2 万 5 千分の 1） ③ 発電所周辺地図（5 万分の 1） ④ 市町村市街図	本店総合災害対策本部室
3. 事業所外運搬に関する資料	① 全国道路地図 ② 海図（日本領海部分） ③ 核燃料輸送物安全解析書	本店総合災害対策本部室

原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

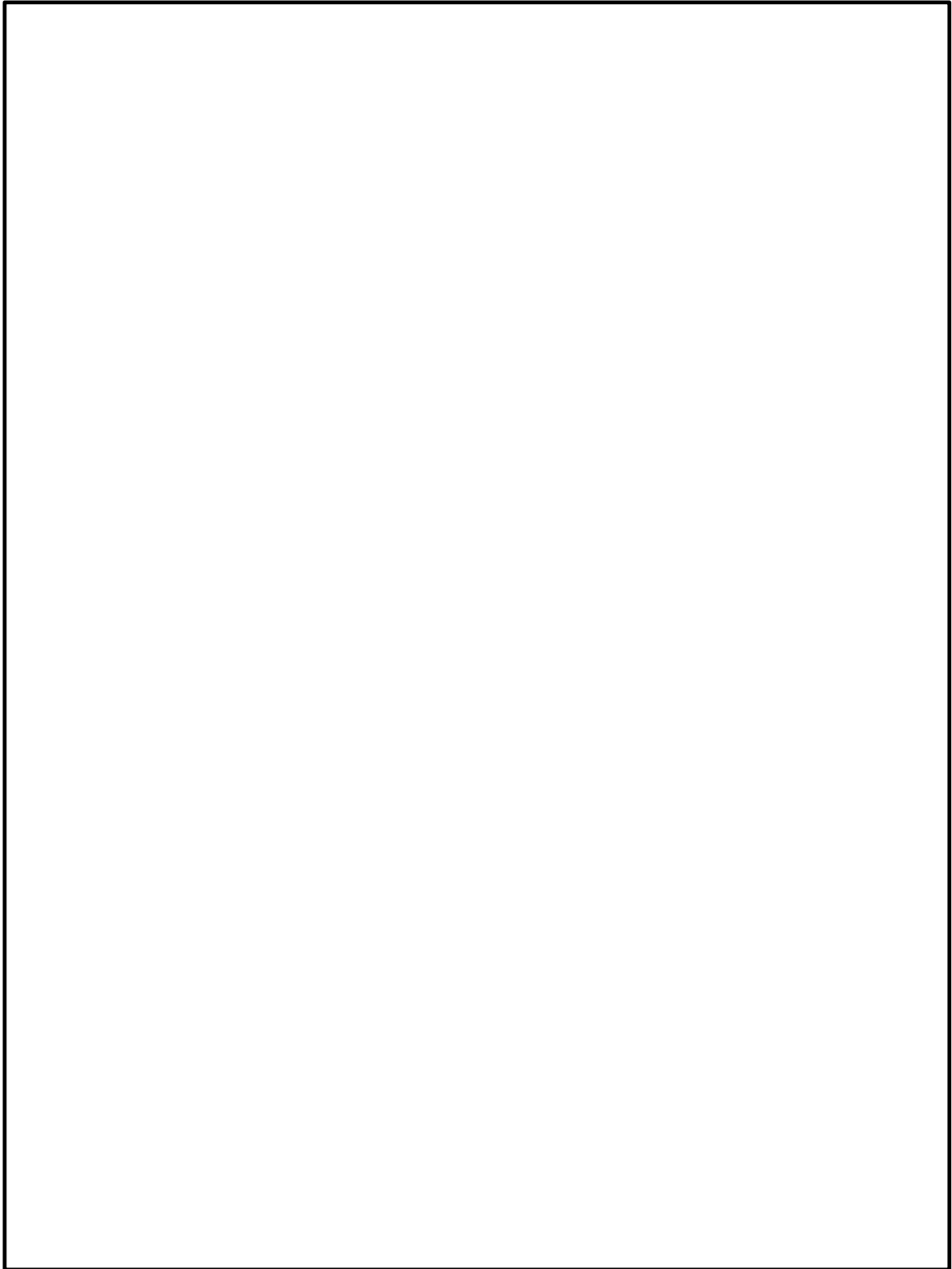
	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 ② 敦賀発電所原子炉施設保安規定 ③ 災害対策規程 ④ 敦賀発電所災害対策要領 ⑤ 敦賀発電所防火管理要領 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 敦賀発電所災害・事故・故障・トラブル及び地震・津波時の通報連絡要領	本店発電管理室執務室
2. 社会環境に関する資料	(1) 敦賀発電所周辺環境資料 ① 敦賀発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図 (2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図 (5万分の1) ④ 市町村市街図 (2) 敦賀発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表	本店発電管理室執務室
3. その他資料	(1) 敦賀発電所施設配置図 (1号機、2号機) (2) 敦賀発電所原子炉設置 (変更) 許可申請書 (1号炉、2号炉)	本店発電管理室執務室

原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料

	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ① 敦賀発電所原子炉施設保安規定 * ② 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 * ③ 敦賀発電所 1 号機、2 号機非常時運転手順書	緊急時対応センター (ERC)
2. 放射能影響推定に関する資料	(1) 敦賀発電所設備資料 ① 原子炉設置 (変更) 許可申請書 (1 号炉、2 号炉) * ② 施設配置図 (1 号機、2 号機) * ③ 敦賀発電所 1 号機、2 号機系統図 ④ 敦賀発電所プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑤ 敦賀発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急時対応センター (ERC)

* : 原災法第 12 条第 4 項に基づき、原子力防災センターに設置するために、内閣総理大臣に提出する資料

緊急時対策室建屋及び集合・退避場所



枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

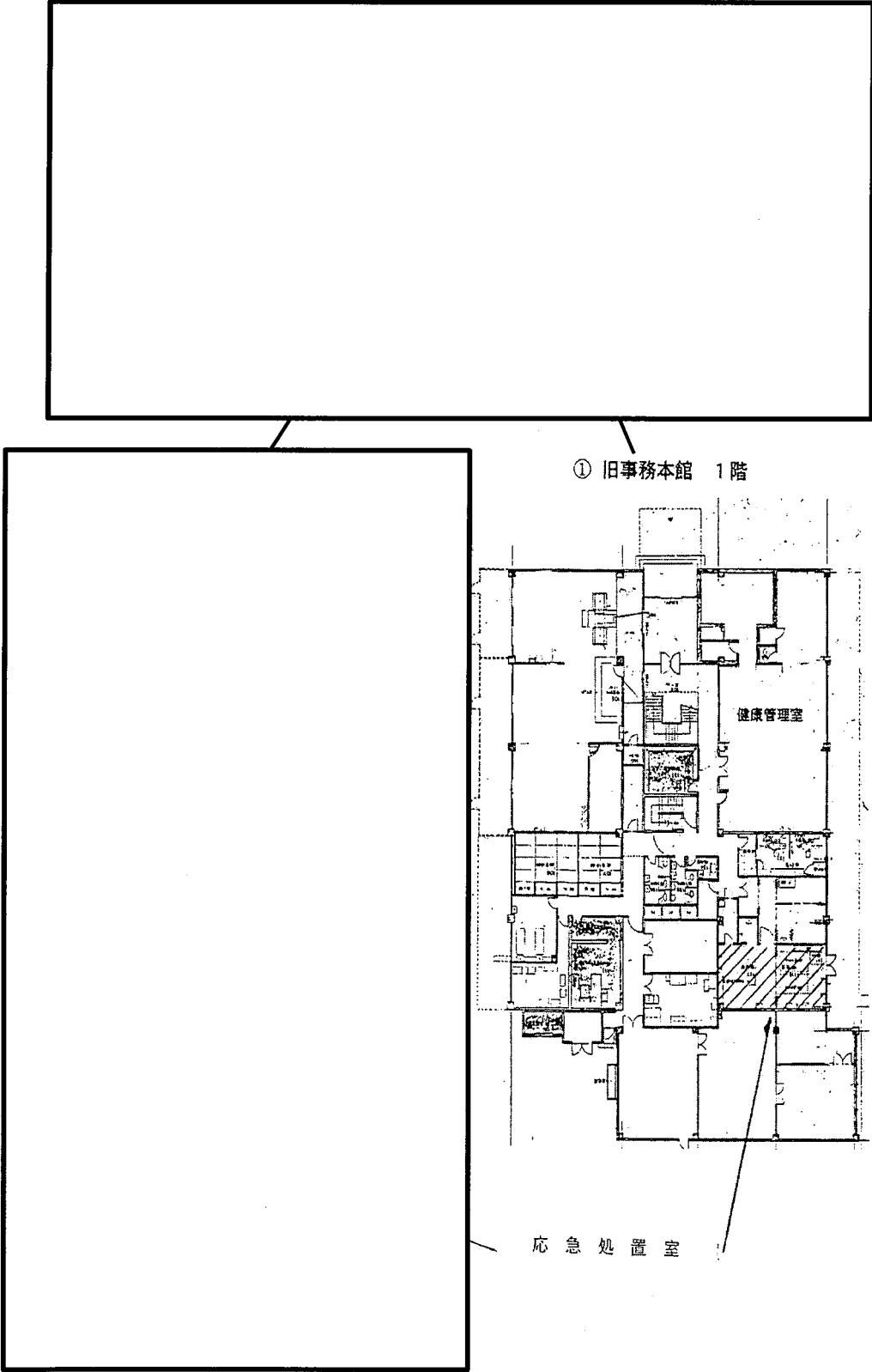
発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

発電所対策室

項 目	仕 様
広さ	・面積 約 4 0 0 m ²
耐震性・耐津波	・免震構造、敷地 EL 約 3m、1 階面水密化 (EL 約 6 m)
耐放射線	・1 階、2 階をコンクリート壁厚にて遮へい ・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備
非常用電源	・建屋屋上に専用空冷式非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約 7, 2 0 0 0 (3 日※1)
通信設備	・別表 2 - 1 1、別表 2 - 1 2 のとおり

※ 1 : 専用空冷式非常用ディーゼル発電機全負荷での連続運転

発電所内の応急処置室施設

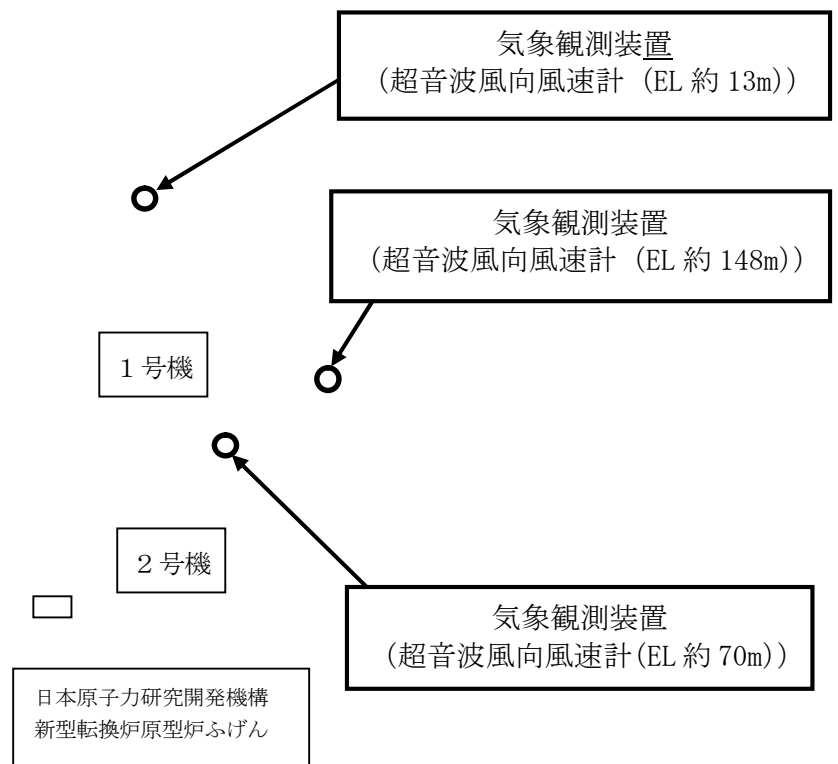


枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

緊急事態応急対策等の活動で使用する気象観測装置

1. ドップラーソーダ運用開始※1前

分類	名称	数量	点検頻度	設置場所
気象観測装置	超音波風向風速計 (EL 約 13m)	1 式	1 回/年	発電所構内
	超音波風向風速計 (EL 約 70m)	1 式	1 回/年	発電所構内
	超音波風向風速計 (EL 約 148m)	1 式	1 回/年	発電所構内



※1：ドップラーソーダへの運用開始時期は、平成31年3月下旬を予定。

